

Mincycline Hydrochloride

歯周組織炎の処置に……

Hypromin



Hydrocarbon Gel

Fatty Acid Sucrose Ester

ペリオフィール歯科用軟膏2%から販売名が変更になりました。 [詳細はこちら](#)



歯科用抗生物質製剤(歯周炎治療薬)

薬価基準収載

日本標準商品分類番号:872760b

ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」

歯科用ミノサイクリン塩酸塩軟膏

処方箋医薬品 (注意—医師等の処方箋により使用すること)

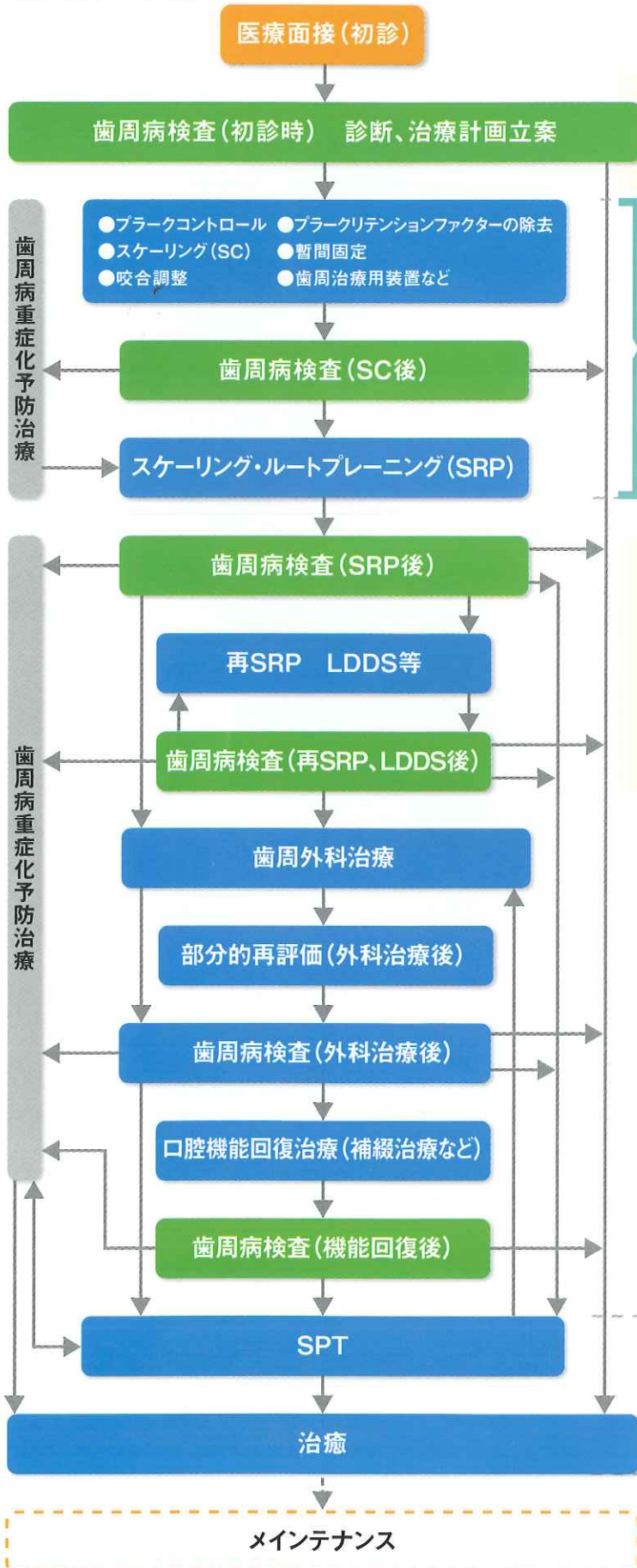
禁忌(次の患者には投与しないこと)

テトラサイクリン系抗生物質に対し過敏症の既往歴がある患者

効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意等は最終項のDIをご参照ください。

歯周疾患処置にミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」

●歯周治療の流れ



ミノサイクリン塩酸塩
歯科用軟膏2%「昭和」の請求点数例

歯周疾患による急性症状時の場合注(4)

・症状の緩解を目的

上記の場合、注入

請求点数(1週間1回)

P処 14点 + ミノサイクリン塩酸塩
歯科用軟膏2%「昭和」 41点

歯周基本治療後の場合注(3)

歯周病検査の結果

- ・期待された臨床症状の改善がみられない
- ・歯周ポケットが4mm以上
- ・十分な薬効が期待できる

上記の場合、1カ月間注入

+

再度の歯周病検査の結果

- ・臨床症状の改善がある
- ・歯周ポケットが4mm未満に改善されていない

上記の場合、さらに1カ月間継続注入

請求点数(1週間1回)

P処 14点 + ミノサイクリン塩酸塩
歯科用軟膏2%「昭和」 41点

SPT開始以降の場合

歯科疾患管理料
または歯科疾患在宅療養管理料を
算定している患者

上記の場合、注入

請求点数(1週間1回)

ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」
41点

MINOCYCLINE



歯周組織炎に 対して効果を発揮

歯周病原性菌に対して抗菌作用を示すミノサイクリン塩酸塩が、歯周組織の炎症症状を緩解します。

1週間に1回、歯周ポケット内に注入する 特定薬剤

薬価

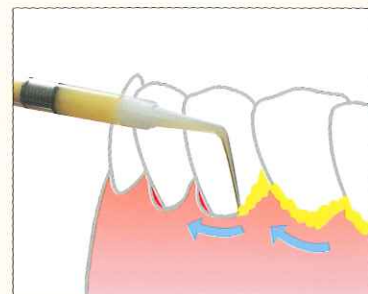
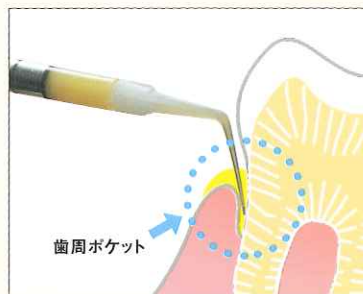
1シリンジ(0.5g) 406.90円

包装規格

1シリンジ(0.5g)×10本
専用ノズル×10個

●使用方法と投与部位

ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」を1週間に1回、歯周ポケット内に充満する量を注入します。



注) 歯周疾患処置の時のポケット内への薬剤注入について (歯科診療報酬点数表 区分番号I010 歯周疾患処置)

- (1) 歯周疾患処置は、歯周疾患の症状の改善を目的として、歯周ポケット内へ特定薬剤を注入した場合に、1口腔を単位として算定する。なお、歯周疾患処置を算定する場合は、使用薬剤名を診療録に記載すること。
- (2) 歯周疾患処置を算定する歯周ポケット内に特定薬剤を注入する場合は、用法用量に従い使用した場合に限り特定薬剤料として別に算定する。
- (3) 歯周基本治療の後の歯周病検査の結果、期待された臨床症状の改善がみられず、かつ歯周ポケットが4ミリメートル以上の部位に対して、十分な薬効が期待できる場合において、計画的に1月間特定薬剤を注入した場合は、本区分により算定する。なお、当該処置後、再度の歯周病検査の結果、臨床症状の改善はあるが、歯周ポケットが4ミリメートル未満に改善されない場合であって、更に1月間継続して薬剤注入を行った場合は同様に算定する。
- (4) 歯周疾患による急性症状時に症状の緩解を目的として、歯周ポケット内へ薬剤注入を行った場合は、本区分により算定する。
- (5) 糖尿病を有する患者であって、歯周ポケットが4ミリメートル以上の歯周病を有するものに対して、歯周基本治療と並行して計画的に1月間特定薬剤(歯科用抗生物質製剤に限る。)の注入を行った場合は、本区分により算定する。ただし、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師からの診療情報提供(診療情報提供料の様式に準じるもの)に基づく場合に限る。
- (6) 歯周疾患処置を算定した月は、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置を別に算定できない。

疑解) 疑義解釈資料の送付について(その6)

(事務連絡 平成28年9月1日 厚生労働省保険局医療課)
(歯科診療報酬点数表関係【処置:歯周疾患処置】〈抜粋〉)

- (問6) 糖尿病を有する患者であって、歯周ポケットが4ミリメートル以上の歯周病を有するものに対して、歯周基本治療と並行して計画的に1月間特定薬剤の注入を行った後に症状の改善が認められない場合はさらに継続して特定薬剤を注入することができるか。
- (答) 1月間特定薬剤の注入を行った後、歯科医学的に必要がある場合にあっては、さらに1月間程度継続して薬剤注入を行って差し支えない。ただし、最初に1月間特定薬剤を注入した後、改善の傾向が認められない場合においては、診療情報提供のあった医科の医療機関に照会する等、糖尿病のコントロール状態についても確認することが望ましい。

糖尿病患者の場合注(5)+疑解)

- ・医師からの診療情報提供に基づく糖尿病患者
- ・歯周ポケットが4mm以上
- ・歯周基本治療と並行して

上記の場合、1カ月間注入

+

- ・症状の改善が認められない(糖尿病のコントロール状態についても確認することが望ましい)
- ・歯科医学的に必要がある

上記の場合、さらに1カ月間継続注入

請求点数(1週間1回)

P処(糖) + ミノサイクリン塩酸塩
14点 + 歯科用軟膏2%「昭和」
41点

アメリカ歯周病学会(AAP)・ヨーロッパ歯周病連盟(EFP)より公表された歯周病の新分類

歯周炎のステージ		ステージ I	ステージ II	ステージ III	ステージ IV
重症度	歯間部の最も大きなCAL	1-2mm	3-4mm	≥5mm	≥5mm
	X線画像上の骨吸収	歯根長 1/3未満 (<15%)	歯根長 1/3未満 (15-33%)	歯根長 1/3を超える	歯根長 1/3を超える
	歯の喪失	歯周炎による喪失なし		歯周炎により4本以内の喪失	歯周炎により5本以上の喪失
複雑度	局所	最大ブローピングデプス4mm以内 主に水平性骨吸収	最大ブローピングデプス5mm以内 主に水平性骨吸収	ステージIIIに加えて: ・ブローピングデプス6mm以上 ・3mm以上の垂直性骨吸収 ・根分岐病変2-3度 ・中程度の歯槽堤の欠損	ステージIIIに加えて: 複雑な口腔機能回復治療を要する以下の状態: ・咀嚼機能障害 ・二次性咬合性外傷(動揺度2度以上) ・重度の歯槽堤欠損 ・咬合崩壊、歯の移動、フレアアウト ・20本以下の歯(10対合歯)の残存
	範囲と分布	ステージに記述を加える			
VER. 20191223		それぞれのステージにおいて拡がり、限局型(罹患歯が30%未満)、広汎型(罹患歯が30%以上)、または大臼歯/切歯パターンを記載する			

CAL:クリニカルアタッチメントロス

歯周炎のグレード		グレードA [遅い進行]	グレードB [中程度の進行]	グレードC [急速な進行]	
主な基準	進行の直接証拠	骨吸収もしくはCALの経年変化 5年以上なし	5年で2mm未満	5年で2mm以上	
	進行の間接証拠	骨吸収%/年齢 <0.25	0.25-1.0	>1.0	
グレードの修飾因子	リスクファクター	喫煙 非喫煙者 血糖値正常 糖尿病の診断なし	喫煙者 1日10本未満 HbA1c7.0%未満の糖尿病患者	喫煙者 1日10本以上 HbA1c7.0%以上の糖尿病患者	
VER. 20191223		CAL:クリニカルアタッチメントロス			

日本歯周病学会ホームページより転載:歯周病の新分類への対応(2019年12月20日) http://www.perio.jp/file/news/info_191220.pdf

ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」

Drug Information

製品概要	
薬効分類名	歯科用抗生物質製剤(歯周炎治療薬)
日本標準商品分類番号	872760b
販売名(和名/洋名)	ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏2%「昭和」/ Minocycline Hydrochloride Dental Ointment 2% "SHOWA"
一般名(和名/洋名)	(日語)ミノサイクリン塩酸塩 / Minocycline Hydrochloride
承認番号・年月日	30200AMX00641000・2020年7月8日
規制区分	処方箋医薬品 注意一医師等の処方箋により使用すること
剤形	軟膏剤
貯法	冷所、遮光保存
使用期限	2年(アルミ袋及び外箱に表示)
製造販売元	昭和薬品化工株式会社
薬価基準収載年月	2020年12月
販売開始年月	2000年9月

禁忌	
禁忌 (次の患者には投与しないこと)	テトラサイクリン系抗生物質に対し過敏症の既往歴がある患者

組成・性状							
組成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有効成分</th> <th>1シリンジ(0.5g)中</th> <th>添加物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(日語) ミノサイクリン塩酸塩</td> <td>10mg(力価)</td> <td>ゲル化炭化水素、ショ糖脂肪酸エステル、ヒプロメロース</td> </tr> </tbody> </table>	有効成分	1シリンジ(0.5g)中	添加物	(日語) ミノサイクリン塩酸塩	10mg(力価)	ゲル化炭化水素、ショ糖脂肪酸エステル、ヒプロメロース
有効成分	1シリンジ(0.5g)中	添加物					
(日語) ミノサイクリン塩酸塩	10mg(力価)	ゲル化炭化水素、ショ糖脂肪酸エステル、ヒプロメロース					
性状	本剤は淡黄色の軟膏で、においはなく、味は苦い。 本剤はシリンジに充填したキット製品である。						

効能・効果/用法・用量	
効能・効果	<p><適応菌種></p> <p>ミノサイクリンに感性のアクチノバチラス・アクチノミセテムコムタンス、エイケネラ・コロデンス、カブノサイトフォーガ属、プレボテラ属、ボルフィロモナス・ジンジバリス、フソバクテリウム・ヌクレアタム</p> <p><適応症></p> <p>歯周組織炎</p>
用法・用量	<p>通常1週に1回、患部歯周ポケット内に充満する量を注入する。</p> <p><用法・用量に関連する使用上の注意></p> <p>本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。</p>

使用上の注意							
1.重要な基本的注意	(1)感作されるおそれがあるので、観察を十分に行い、感作されたことを示す徴候(そう痒、発赤、腫脹、丘疹、小水疱等)があらわれた場合には投与を中止すること。 (2)過敏症状があらわれることがあるので、このような症状があらわれた場合には投与を中止すること。 (3)局所にミノサイクリン耐性菌又は非感性菌による感染症があらわれた場合には投与を中止すること。						
2.副作用	<p>本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。</p> <p>(1)重大な副作用</p> <p>ショック、アナフィラキシー(頻度不明):ショック、アナフィラキシーを起こすことがあるので、観察を十分に行い、蕁麻疹、そう痒、全身潮紅、喉頭浮腫、呼吸困難、血圧低下等の異常が認められた場合には、投与を中止し、適切な処置を行うこと。</p> <p>(2)その他の副作用</p> <p>以下のような副作用があらわれた場合には、症状に応じて適切な処置を行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口腔・粘膜障害</td> <td>疼痛、刺激(発赤等)、知覚異常(歯の挺出感)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>偏頭痛、発疹、倦怠感、発熱、悪心・嘔吐</td> </tr> </tbody> </table>	頻度不明		口腔・粘膜障害	疼痛、刺激(発赤等)、知覚異常(歯の挺出感)	その他	偏頭痛、発疹、倦怠感、発熱、悪心・嘔吐
頻度不明							
口腔・粘膜障害	疼痛、刺激(発赤等)、知覚異常(歯の挺出感)						
その他	偏頭痛、発疹、倦怠感、発熱、悪心・嘔吐						
3.妊婦、産婦、授乳婦等への投与	治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。 [妊婦又は妊娠している可能性のある婦人への投与に関する安全性は確立していない。]						
4.小児等への投与	小児等に対する安全性は確立していない。(使用経験がない)						
5.適用上の注意	<p>(1)歯科用により使用する。</p> <p>(2)本剤の投与に際しては、次の事に留意すること。</p> <p>1)ブラッシング等の歯肉縁上ブラークコントロール下で本剤の投与を行うこと。</p> <p>2)投与前にスケーリングを実施しておくことが望ましい。</p> <p>3)歯周ポケット底に薬物が到達するよう注入器の先端部を十分な深さまで挿入し、注入すること。</p> <p>4)注入直後の激しい洗口及び飲食は避けること。</p> <p>(3)本剤を注入するとき、患部に一時的な疼痛・刺激があらわれることがあるので注意すること。</p> <p>(4)症状の改善が見られない場合は、漫然と使用しないこと。</p> <p>(5)本剤の開封後の使用は1回限りとし、残った軟膏は容器とともに廃棄すること。</p>						

包装	
包装	1シリンジ(0.5g)×10本 専用ノズル×10個
*詳細は添付文書をご参照ください。*添付文書の改訂にご留意ください。 2020年9月作成(第1版)添付文書より作成	

適正使用のお願い	
「本剤の開封後の使用は1回限りとし、残った軟膏は容器とともに廃棄すること。」 1本の製剤を複数の患者に使用しないこと。また、同一患者であっても、一度使用した製剤を保管して後日使用しないこと。 使用した製剤は、唾液や血液などで汚染されているので感染の原因になるおそれがあります。 また、使用した製剤の保管・再使用は、品質の保証ができず、衛生上にも重大な問題があります。	